

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下本会という）定款第 29 条の定めに基づき、年間出勤日数が平均週 4 日以上の執行役員（以下常勤役員）の報酬の支給基準について定めることを目的とし、その他の役員は無報酬とする。

(報酬の額)

第 2 条 常勤役員の報酬額は以下の通りとする

- (1) 会長 月額 100,000 円
- (2) 副会長 月額 70,000 円
- (3) 理事 月額 50,000 円

第 3 条 報酬は報酬が発生した月の翌月月末に現金で支給する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、総会の議決を経なければ変更する事ができない。